

月刊

# 東海財界

## Monthly Report

「産業、経済を強くし雇用を創出」  
「県と名古屋市は多くの事業で協力関係」

愛知県知事  
大村 秀章氏



トランスミット社長 実川 大海

製造業の方々に末永く  
価値を提供できる会社に



はちどり代表取締役社長 石原 慧子

「学びと成長は永遠に終わらない」  
自動車学校から教育業へ



RSレンタリース代表取締役 渡邊 貴之

レンタリースの未来  
「趣味性の高いサービスが重要」

業績改善見通しも、中電に迫られる  
構造改革や信頼回復の道

ミャンマー・クーデターから2年  
市民が共同声明を日本政府に提出

トビコロト 森村友紀社長インタビュー  
「多文化を人をつなぎ、世界に誇れる事業を創る」

日本ウクライナ文化協会副理事長に聞く  
ウクライナ侵攻から1年

6000時間かけカラクリを追究③  
宮崎訴訟の勝訴で4勝目 実質「物価偽装」認定の判決

創刊から65年記念

「中部財界」から「東海財界」へ

2023

3月号

(毎月25日発行)



# 片岡信恒弁護士の 法律相談事務所



片岡 信恒（かたおか のぶつね）昭和55年片岡法律事務所を設立。40年以上に渡り、取引紛争・契約書作成・労働紛争・医療関係など、法人、及び相続・交通事故・遺言・離婚などの法律問題全般を取り扱っている。  
<片岡法律事務所> 名古屋市中区丸の内2丁目19番25号MS桜通7、8階 ☎ 052-231-1706

## 自治会脱退者にゴミ捨て場の利用禁止は？

【質問】神戸市の事例紹介です。賃貸マンションの住民50戸で構成する自治会会長の話。「住民のAさんは、自治会脱退を宣言し自治会費も払わなくなりました。マンションには、自治会が所有するゴミ捨て場があります。自治会の総会で、ゴミ捨て場利用に関して、掃除当番を負担する住民の年会費は3600円、掃除当番を負担しない住民は年会費1万円、会費を払わない非自治会員は利用禁止としましたが、違法なのでしょうか。逆にAさんが訴訟を起こしました。」  
【回答】最近話題になった事案です。自治会への非加入を理由に、地域のごみ捨て場の利用を禁じられたのは違法だ、として自治会に対して慰謝料と、ごみ捨て場を利用する権利の確認を求める訴訟が提起されました。

そもそも自治会とは、会員相互の親ぶくを図ること、快適な居住環境の維持管理、その他共同の利害に対処することなどを目的とする、権利能力のない社団とされています。従って、強制加入団体でもなく、その規約において、会員の退会を制限しておらず、最高裁も、いつでも自治会を退会することができる、と判断しています。

ところで、自治会によるゴミ捨て場使用禁止は、行き過ぎた規制なのか、費用負担や掃除当番の負担を免れることを防ぐ正当な判断なのか、迷うところです。

過去には、滋賀県にある自治会が、「自治会の脱退者や、会費未納者には、ごみステーション

を使わせない」という決議をして、事実上自治会から脱退できないようにした事例で、訴訟が起こされ、大阪高裁の判決は、「ごみ集積所やごみステーションを利用することはできない」という対応をすることを決定すると、会員の脱退の自由は事実上制限されているものといわざるを得ない。その強制は社会的に許容される限度を超える」と判断しました。その上告審でも、最高裁が平成20年に上告を棄却し、自治会側の違法行為が確定しました。

今回のケースでは、Aさんは、ごみ収集車が到着したタイミングで、直接作業員に手渡すことにより捨てることは可能ですが、タイミング良く捨てることは困難でした。

令和2年、Aさんは「自治会の対応は『所有権の乱用』だ」と主張して、損害賠償と、ごみ捨て場を利用する権利の確認を求める訴訟を神戸地裁に起こしたのです。裁判所は、ごみ捨て場を利用する権利があることを認めて、20万円の損害賠償を命じました。「ごみ捨て場の管理は、行政サービスの一環といえる。一部の住民を排除するのは相当ではない」との理由でした。

その後控訴がされましたが、大阪高裁も令和4年10月、「たとえ自治会に入っていないなくても、維持管理費などの負担を求めればよく、非自治会員の利用を一切認めないのは正当化できない、と判断しました。そのような金銭負担の提案をすることなく、いきなりごみ捨て場使用を禁止したのは、自治会への入会強制に等しい」として30万円の支払いを命じました。